

## II 贈与税のあらまし

### 1 贈与税の概要

その年1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

① 「暦年課税」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき

② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

#### （1）暦年課税

##### イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

##### ロ 適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、34ページの「贈与税の速算表」により「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

###### （イ）一般税率

直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」といいます。

###### （ロ）特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」といいます。

#### ハ 「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人（受贈者）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します（当該書類を重ねて提出する必要はありません。）。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格※が300万円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例（40ページ参照）の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

## 二 計算方法（例）

### ○ 特例贈与財産（500万円）のみの贈与を受けた場合

STEP 1 1年間に贈与を受けた特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）を計算します。

STEP 2 課税価格から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により贈与税額を計算します。

課税価格 500万円	
110 万円	390 万円
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)
390万円	$\times$ 15% - 10万円 = 48.5万円
(特例税率)	(控除額)
	(贈与税額)

### ○ 一般贈与財産（100万円）と特例贈与財産（400万円）の両方の贈与を受けた場合

STEP 1 1年間に贈与を受けた一般贈与財産の価額\*と特例贈与財産の価額の合計額（合計贈与価額）を計算します。

\* 「一般贈与財産」について、配偶者控除の特例（40ページ参照）の適用を受ける場合には、配偶者控除額を控除した金額となります。

合計贈与価額 500万円	
100 万円	400 万円
一般贈与財産の価額	特例贈与財産の価額
100万円	400万円

STEP 2 合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（一般贈与財産用）】により計算した金額に、一般贈与財産の価額が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて、一般贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

合計贈与価額 500万円	
110 万円	390 万円
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)
390万円	$\times$ 20% - 25万円 = 53万円
(税額)	(一般贈与財産の価額が占める割合)
53万円	$\times$ 100万円 / 500万円 = 10.6万円 .....①
(一般贈与財産の価額)	(控除額)
	(税額)

STEP 3 STEP 2と同様に、合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により計算した金額に、特例贈与財産の価額が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて、特例贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(税額)
390万円	$\times$ 15% - 10万円	= 48.5万円	
(税額)	(特例贈与財産の価額が占める割合)	(特例贈与財産に対応する贈与税額)	
48.5万円	$\times$ 400万円 / 500万円	= 38.8万円	.....②

STEP 4 STEP 2とSTEP 3で算出した税額を合計し、贈与税額を計算します。

$$10.6\text{万円} \text{ (①)} + 38.8\text{万円} \text{ (②)} = 49.4\text{万円} \text{ (贈与税額)}$$

贈与税の速算表

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

## (2) 相続時精算課税

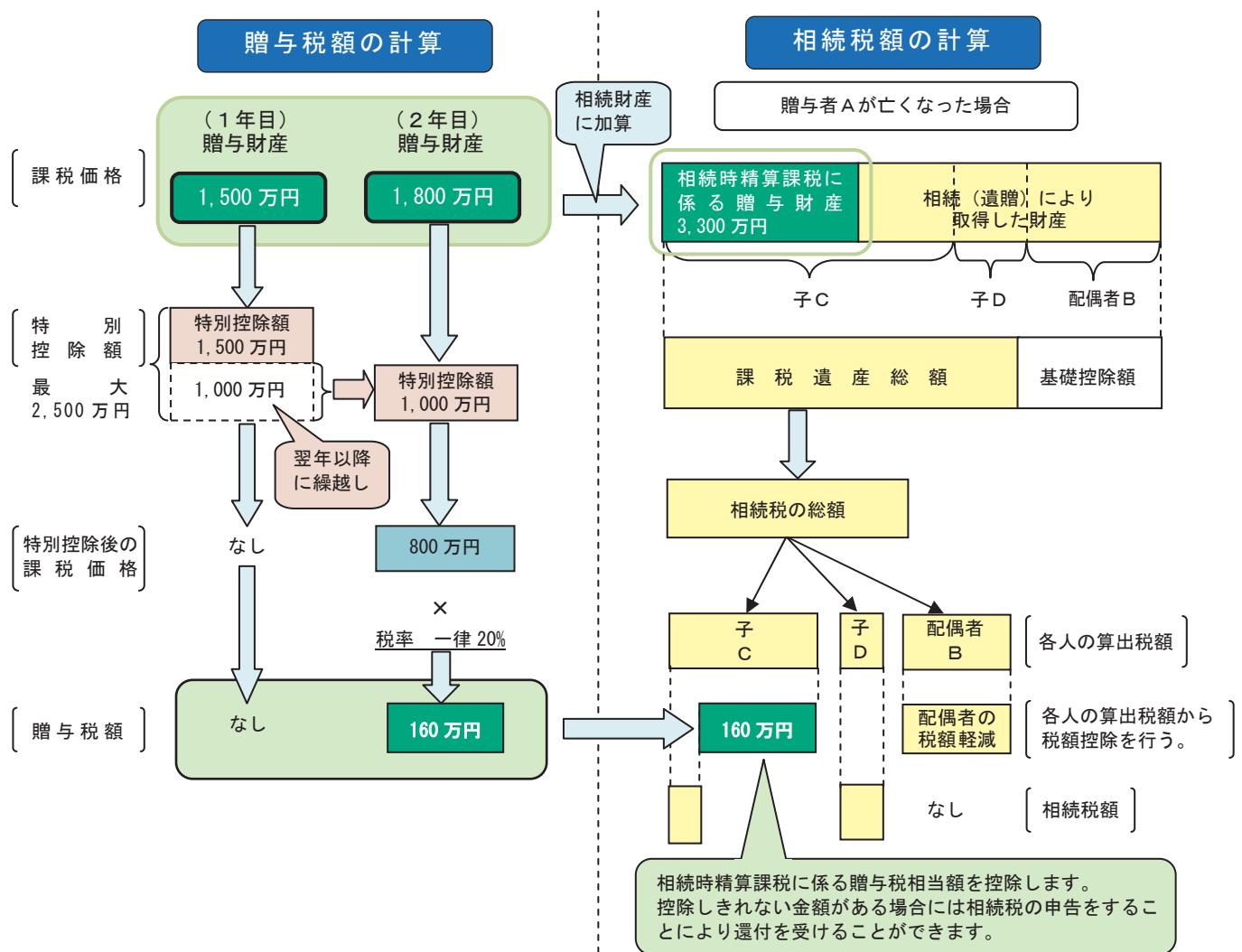
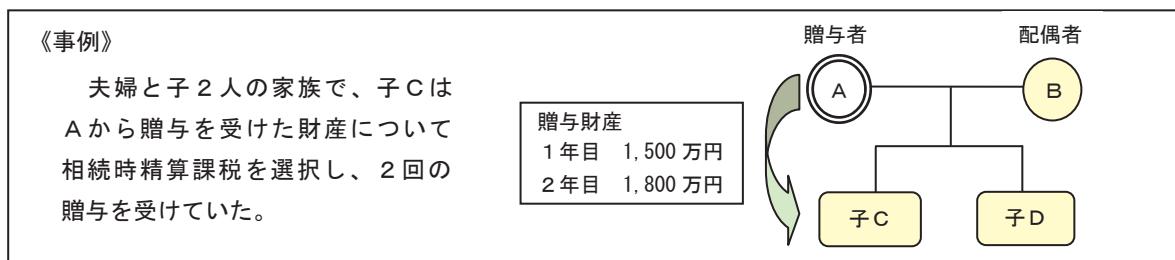
### イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（以下「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

### ロ 相続時精算課税のしくみ



## ハ 適用要件

### (イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において60歳以上の人（父母や祖父母など）であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

- (注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳未満の人であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（40ページ参照）。
- 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合には、受贈者が上記以外の人（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。）であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。これらの制度の概要については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。
- 3 その贈与者の養子になるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- 4 その贈与者の子（養親）の養子となったことにより、贈与を受けた年の途中でその贈与者の孫となった場合には、孫となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

### (ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（2ページ参照）に「相続時精算課税選択届出書」（20ページ参照）を「申告書第一表（兼贈与税の額の計算明細書）」、「申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「添付書類」（21ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます** ((注)1の場合に該当する人を除きます。)。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和4年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（21ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 令和4年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（40ページ参照）、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

## ニ 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

**相続時精算課税の特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。**

- 1 2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）
- 2 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。**
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

### (3) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

#### イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

（注）1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。

2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。

3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。

4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

#### ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	適正な対価の負担なく委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権 ※ 信託の設定等による贈与税の課税関係については、国税庁ホームページ【 <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> 】のタックスアンサー「No. 4427 新たに信託の設定等を行った場合」をご覧ください。
2	保険料を負担した人以外の人が受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人が定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から教育資金支出額及び管理残額を控除した残額
8	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額及び管理残額を控除した残額

#### ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（38ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（40、41ページ参照）の適用を受ける金銭
12	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等
13	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）の適用を受ける信託受益権又は金銭等

## 「特定贈与財産」

特定贈与財産（37ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（37ページのハの8参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、40ページを参照してください。

## （4）贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

### イ 土地

#### （イ）宅地

宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

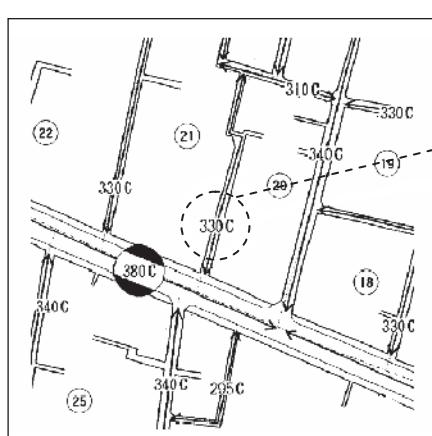
##### 【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のこと、「路線価図」で確認することができます。

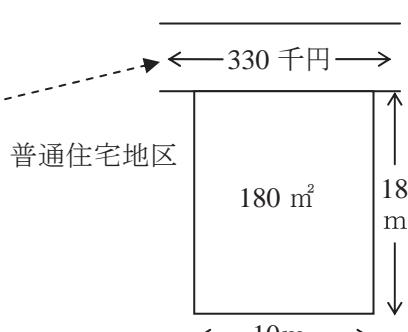
宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

（注）調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】をご確認ください。

路線価図（抜粋）



（例）



$$\text{（路線価）} \times \text{（奥行価格補正率）} \times \text{（面積）} = \text{（評価額）}$$
$$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$$

##### 【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

宅地	固定資産税評価額に乗ずる倍率等					
	田	畠	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1 純	13純	22				
1.1 純	11純	16純	19純	20		

（例）

$$\text{（固定資産税評価額）} \times \text{（倍率）} = \text{（評価額）}$$
$$1,000 \text{ 万円} \times 1.1 = 1,100 \text{ 万円}$$

（注）評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】）。

#### (ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借 地 権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時において借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸 宅 地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

#### (ハ) 田畠又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。ただし、市街地にある田畠又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

#### 口 家屋

家屋の評価については次のとおりです。

自 用 家 屋	原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。
貸 家	原則として、固定資産税評価額から、固定資産税評価額に借家権割合と賃貸割合を乗じた価額を差し引いて計算します。

#### ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】で確認することができます。）を基として評価します。

#### ニ 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

#### ホ 上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- (イ) 贈与を受けた日の終値
- (ロ) 贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額
- (ハ) 贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額
- (ニ) 贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額

(注) 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

#### ヘ 取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

- (イ) 類似業種比準方式
- (ロ) 純資産価額方式
- (ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
- (ニ) 配当還元方式

#### ト 家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

#### チ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

※ 贈与財産の評価に当たって作成した評価明細書は、贈与税の申告書に添付してください。